

仁木町水防計画

仁木町

目次

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	用語の定義	3
第4節	水防の責任等	5
第5節	安全配慮	8

(9～10頁は空白)

第2章 水防組織

第1節	町の組織	11
第2節	応援要請	13

(14～20頁は空白)

第3章 水防区域及び水防施設

第1節	水防危険区域の指定	21
第2節	水防施設	22

(28～30頁は空白)

第4章 通信連絡

第1節	雨量・水位観測の通報系統	31
-----	--------------	----

(34～40頁は空白)

第5章 水防活動

第1節	非常配備体制	41
第2節	巡視及び警戒	42
第3節	警戒区域	43
第4節	水防作業	44
第5節	緊急通行	45
第6節	避難計画	46
第7節	決壊・越水等の通報	47
第8節	水防配備の解除	48
第9節	水防信号	49
第10節	水防標識等	50

第6章 費用負担と公用負担

第1節	費用負担	51
第2節	公用負担	52

(54～56頁は空白)

第7章	災害補償等	57
-----	-------	----

(58～60頁は空白)

第8章 退職報償金	61
	(62～64頁は空白)
第9章 水防報告等	65
	(67～70頁は空白)
第10章 水防訓練	71

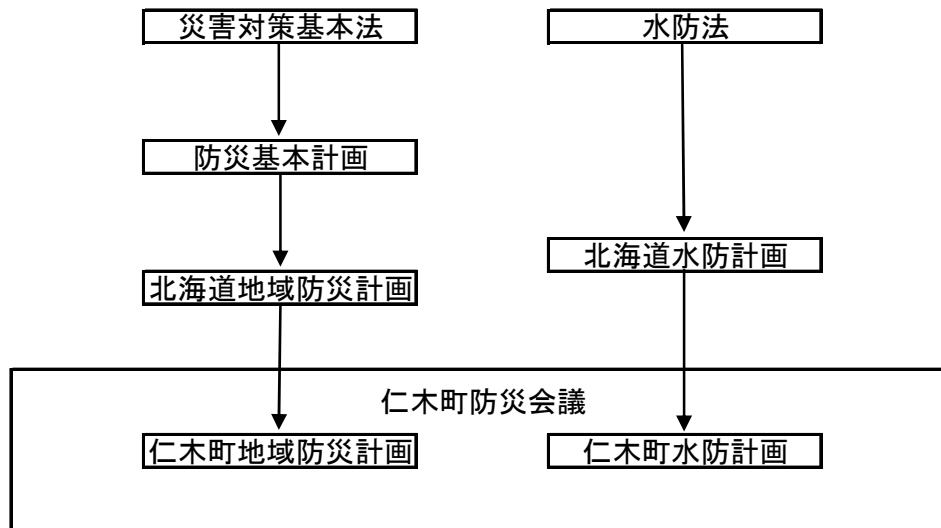
第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、指定水防管理団体である仁木町が、水防事務を円滑に推進するために必要な事項を定め、洪水・氾濫、その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

本水防計画は、上位水防計画並びに仁木町地域防災計画と整合性を有するものである。本水防計画は、町における災害対策のうち、「水防」に関する事項の計画であり、河川堤防の決壊等による洪水等の災害について適用する。



第3節 用語の定義

- (1) 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
- (2) 水防管理者 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
- (3) 消防機関 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
- (4) 消防機関の長 消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
- (5) 水防団 法第6条に規定する水防団をいう。
- (6) 水防警報 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項、法第16条）。余市川水系余市川は水防警報指定河川に指定されている。
- (7) 水位周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）。余市川水系余市川は水位周知河川に指定されている。
- (8) 水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
- (9) 水防団待機水位（通報水位） 量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報

第1章 総則

水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

- (10) 氾濫注意水位（警戒水位） 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

- (11) 避難判断水位 市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

- (12) 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

- (13) 洪水特別警戒水位 法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

- (14) 洪水浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、相当し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第4節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び業務は次のとおりである。

1 水防管理団体（町を含む）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (8) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (11) 警戒区域の設定（法第21条）
- (12) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (13) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (17) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (18) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (19) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- (20) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (21) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (22) 水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (24) 消防事務との調整（法第50条）

2 道の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有す

第1章 総則

る。(法第3条の6)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定(法第4条)
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)
- (4) 水防協議会の設置(法第8条第1項)
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の周知(法第10条第3項)
- (6) 洪水予報の発表及び通報(第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)
- (8) 水位周知河川の到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項)
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条、第14条の2及び第14条の3)
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示(法第16条第1項、第3項及び第4項)
- (13) 水防信号の指定(法第20条)
- (14) 避難のための立ち退きの指示(法第29条)
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)
- (16) 水防団員の定員の基準の設定(法第35条)
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言(法第48条)

3 国土交通省(北海道開発局)の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)
- (2) 量水標管理者からの水防の通報及び公表(法第12条)
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)
- (7) 水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)
- (8) 重要河川における知事に対する指示(法第31条)
- (9) 特定緊急水防活動(法第32条)
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- (11) 道に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)

5 気象庁（札幌管区気象台）の責任

- (1) 気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 北後志消防組合（仁木支署、仁木消防団）の責任

- (1) 北後志消防組合は、町と密接な連絡をとり、町の区域における水防を十分に果たす責任を有する。
- (2) 支署長は、所管する雨量観測所において観測した雨量を、必要に応じ水防管理者に通知すること。

7 北海道警察札幌方面余市警察署（仁木、銀山駐在所）の責任

警察署は、町が行う水防が十分に効果を発揮するよう応援・協力等の必要な措置をとること。

8 余市川土地改良区の水防責任

土地改良区は、氾濫等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

9 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

10 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、法第37条、法第38条）

第5節 安全配慮

洪水又は内水のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随意交代させる。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第 2 章 水防組織

第 1 節 町の組織

1 町の組織

水防活動に関する組織及び所掌事務については、仁木町地域防災計画第2章第2節「応急活動体制」の組織及び所掌事務に準ずる。

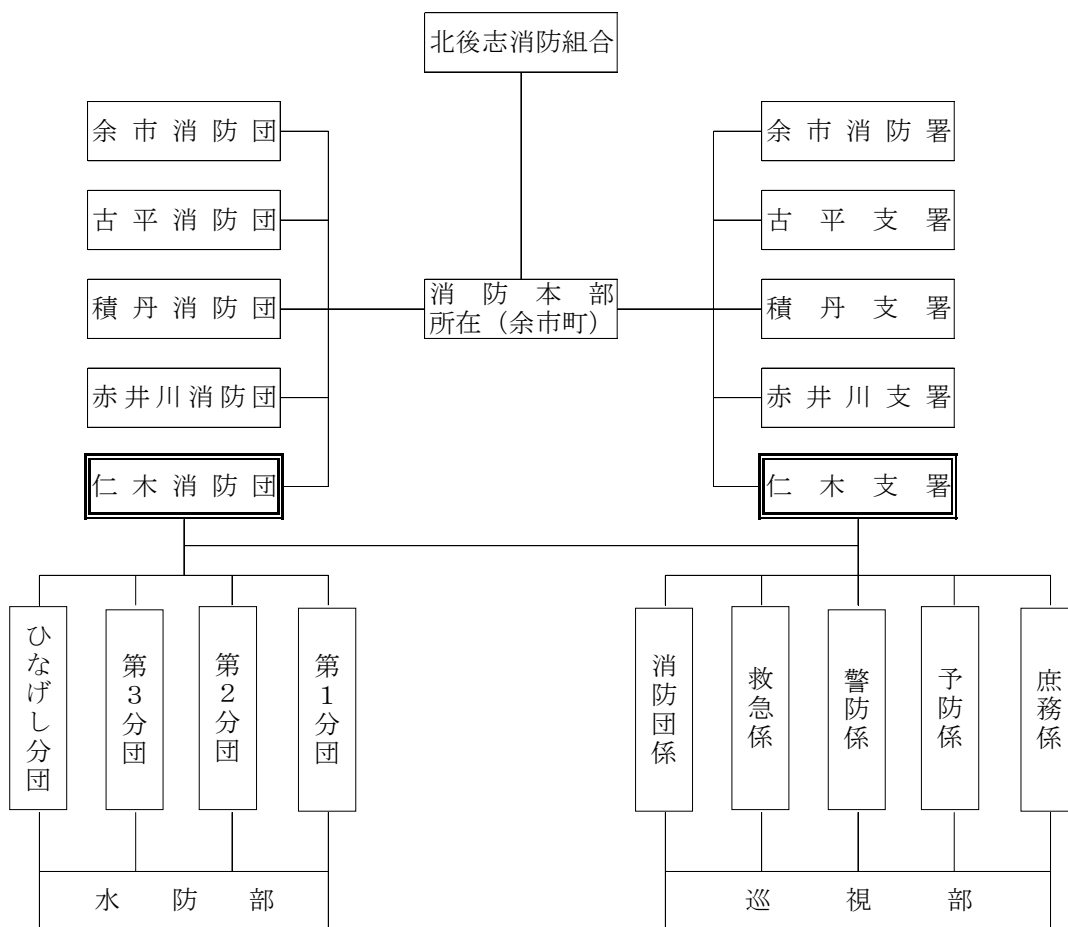
2 仁木町防災会議

水防計画の調査及び審議は、法第33条第2項の規定に基づき、仁木町防災会議が行うものとする。

3 消防機関の組織

消防機関は、法第5条第3項の規定により、水防管理者である町長の所轄の下に行動するものとする。消防機関の機構及び所掌事務は、次のとおりである。

消防機関の機構図



第2章 水防組織

所 掌 事 務

部 名	班 名	事 務 内 容
巡 視 部	巡 視 班	1 水防部との連絡調整に関する事。 2 水防区域の監視に関する事。 3 水防活動に関する事。 4 水害時の消防活動に関する事。
水 防 部	水 防 班	1 水防区域の非常監視に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 水害時の消防活動に関する事。

4 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次のとおりとする。

ただし、分担区域以外の区域であっても、消防機関の長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動にあたるものとする。

消防機関の水防分担区域

(令和5年3月1日現在)

管轄地区	分団名	責任者	団員数	分担区域	重要水防河川等	備 考
仁木町全域	団本部	団長	4	仁木町全域	全河川	※統括責任者
仁木地区	第1分団	分団長	29	東町・西町・南町・北町・旭台・砥の川全域	後志種川(2級)、遊楽川、墓地川、砥の川、俣の川、角の川	人員については、各地区の総体責任者が必要に応じて配置するものとする。
大江地区	第2分団	分団長	22	然別・大江全域	然別川、渡川、高井川、ポン然別川、大黒川、ドロ川、ルベシベ川	
銀山地区	第3分団	分団長	27	銀山・長沢・尾根内全域	マカナイ川、大尾根内川、馬群別川、ポン種川、銀山種川、漁別川、タッコ川、鳥居川	
仁木町全域	ひなげし分団	分団長	18	仁木町全域		※後方支援

第2節 応援要請

- 1 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、次により隣接町村水防管理者に対し応援を求める。

仁木町長 (水防管理者) 担当：企画課	応援要請先(担当)	電話番号
	積丹町(総務課)	0135-44-2111
	古平町(企画課)	0135-42-2181
	余市町(地域協働推進課)	0135-21-2142
	赤井川村(総務課)	0135-34-6211
	消防本部(警防課)	0135-23-3759

- 2 水防管理者又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、次により北海道警察札幌方面余市警察署長(以下「余市警察署長」という。)に援助等の要請を行う。

援助又は協力を求める事項	要請先	電話	要請者	水防法条項
警戒区域への立入禁止等の措置	余市警察署長(警備係)	23-0110	消防機関の長	第21条
警察官の出動	余市警察署長(警備係)	23-0110	町長	第22条
警察通信施設の使用	余市警察署長(警備係)	23-0110	町長 消防機関の長	第27条 第2項

第3章 水防区域及び水防施設

第1節 水防危険区域の指定

1 水防危険区域

町内における河川等で、水防上特に氾濫が予想される区域は、以下のとおりである。

危険区域	場所・災害種別	適用
余市川洪水浸水想定区域	余市川氾濫想定浸水深：洪水浸水想定区域図のとおり (仁木町地域防災計画第4章P98に掲載)	洪水浸水想定区域図 (令和3年仁木町)

第3章 水防区域及び水防施設

第2節 水防施設

1 雨量・水位観測所

町内に設置及び受け持ち区間となっている雨量・水位観測所は、次のとおりである。

雨量観測所

所 轄	観測所名	観 測 方 法	所 在 地	観 測 先	電 話 番 号
北海道	大 江	テレメーター	仁木町大江3-242	小樽建設管理部 余市出張所	0135-23-2196
国	稲穂 (道路)	テレメーター	仁木町大江3	北海道開発局 小樽開発建設部	0134-22-9116

水位観測所

所 轄	観測所名	水系名	河川名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	観 測 先
北海道	鮎見橋	余市川	余市川	仁木町 北町	2.06m	2.83m	3.76m	3.87m	小樽建設管理部 余市出張所
北海道	然 別	余市川	余市川	仁木町 然別	23.95m	25.19m	26.42m	26.72m	小樽建設管理部 余市出張所
北海道	都	余市川	余市川	赤井川村 都	138.31m	138.95m	139.03m	139.65m	小樽建設管理部 余市出張所

2 水防倉庫及び備蓄資機材

水防管理者は、水防活動に必要な資機材を備蓄し、随時点検を行うものとする。

なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ農業協同組合、民間等から調達する。

3 内水排水ポンプ及び水門等施設の操作

内水排水ポンプ及び水門等施設の管理者（以下、「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、有事に際しては、その機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

- (1) 施設管理者は、気象警報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。
- (2) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとする。

(3) 操作要領には、次のことを定めるものとする。

- ア 目的
- イ 点検整備要領
- ウ 操作員氏名
- エ 操作の時期及び通報
- オ 操作に関する記録及び報告
- カ その他

(4) 町内に設置されている内水排水ポンプ及び水門等施設の設置場所は別表2のとおりである。

4 流域治水への取組み

河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の浸水リスクを低減させるためには、水田やため池等の治水利用が有効であることから、水防管理者は必要に応じ、国、道、地域住民等の流域に関わる者と連携し、水田貯留（田んぼダム）の設置等の流域治水に取り組むものとする。

別表2

内水排水ポンプ及び水門等施設一覧表

図面番号	名称	河川名	左右岸別	設置場所	施設管理者	断面形状	ゲート数
1	内水ポンプ場 (排水ポンプ)	余市川水系 余市川	右	仁木町北町4丁目	仁木町	自吸式ポンプ250φ 14%/分/台	4
2	仁木頭首工	余市川水系 余市川	右	仁木町南町7丁目97番地先	余市川土地改良区	15m×2.1m 24.0m×1.5m	2
3	大江頭首工	余市川水系 余市川	右	仁木町大江3丁目492番地先	〃	5.0m×1.8m	1
4	銀山第2頭首工	余市川水系 余市川	左	仁木町銀山3丁目462番地先	〃	6.0m×0.7m	1
5	銀山頭首工	余市川水系 余市川	左	仁木町尾根内905番地先	〃	15.0m×1.0m 5.0m×1.6m	2
6	長沢頭首工	余市川水系 余市川	右	仁木町内国国有林36林班地内	〃	5.0m×1.55m	1
7	尾根内頭首工	余市川水系 余市川	右	(赤井川村都176番地先)	〃	5.0m×0.7m	1
8	村田地先 排水樋管	余市川水系 余市川	右	仁木町北町10丁目	北海道	φ900	1
9	安崎地先 排水樋門	余市川水系 余市川	右	仁木町北町4丁目	〃	B1.5m×1.8m	1
10	大塚地先 排水樋門	余市川水系 余市川	右	仁木町西町4丁目	〃	B1.5m×1.8m	1

図面番号	名称	河川名	左右岸別	設置場所	施設管理者	断面形状	ゲート数
11	東地先 排水樋門	余市川水系 余市川	右	仁木町大江1丁目	北海道	B1.5m×1.2m	1
12	神野地先 排水樋門	余市川水系 余市川	右	仁木町大江2丁目	"	B1.8m×1.5m	1
13	木村地先 排水樋管	余市川水系 余市川	左	仁木町尾根内	"	φ1,000	1
14	勝浦地先 排水樋管	余市川水系 余市川	右	仁木町南町7丁目	"	φ900	1
15	今野地先 排水樋管	余市川水系 余市川	右	仁木町北町10丁目	"	φ1,000	1
16	吉田地先 排水樋管	余市川水系 余市川	左	仁木町然別	"	φ900	1
17	金井地先 排水樋門	余市川水系 余市川	左	仁木町銀山2丁目	"	B1.3m×1.3m	1
18	石黒地先 排水樋門	余市川水系 余市川	右	仁木町北町12丁目	"	B1.0m×1.0m	1
19	戸島地先 排水樋門	余市川水系 後志種川	左	仁木町北町8丁目	"	B1.2m×1.0m	1
20	原田2号地先 排水樋門	余市川水系 後志種川	左	仁木町北町8丁目	"	B2.0m×1.5m	1
21	浅井地先 排水樋門	余市川水系 後志種川	左	仁木町東町7丁目	"	B1.0m×1.0m	1
22	吉田地先 排水樋門	余市川水系 後志種川	右	仁木町東町7丁目	"	B1.5m×1.2m	1

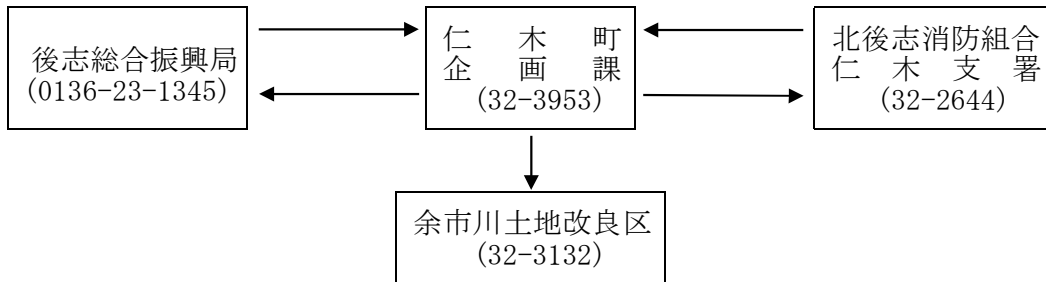
第3章 水防区域及び水防施設

図面 番号	名称	河川名	左右 岸別	設置 場所	施設 管理者	断面 形状	ゲート 数
23	林地先 排水樋管	余市川水系 後志種川	左	仁木町東町7丁目	北海道	φ 600	1
24	渡辺地先 排水樋門	余市川水系 余市中の川	右	仁木町東町9丁目	"	B 1.0m×1.0m	1
25	久保地先 排水樋門	余市川水系 余市中の川	左	仁木町東町7丁目	"	B 1.0m×1.0m	1
26	島田地先 排水樋管	余市川水系 余市中の川	左	仁木町東町8丁目	"	φ 600	1
27	大野地先 排水樋管	余市川水系 フレトイ川	左	仁木町東町7丁目	"	φ 900	1
28	久保地先 排水樋管	余市川水系 フレトイ川	右	仁木町東町6丁目	"	φ 600	1
29	長沢地先 排水樋門	余市川水系 余市川	右	仁木町長沢南533	"	B 2.0m×1.6m	1
30	坂東地先 排水樋管	余市川水系 後志種川	左	仁木町東町5丁目	"	φ 600	1
31	西町地先 排水樋管	余市川水系 余市川	右	仁木町西町2丁目	仁木町	φ 900	1
合計	31か所	(内水排水ポンプ場～1か所、頭首工～6か所、樋門～13か所、樋管～11か所)					

第4章 通信連絡

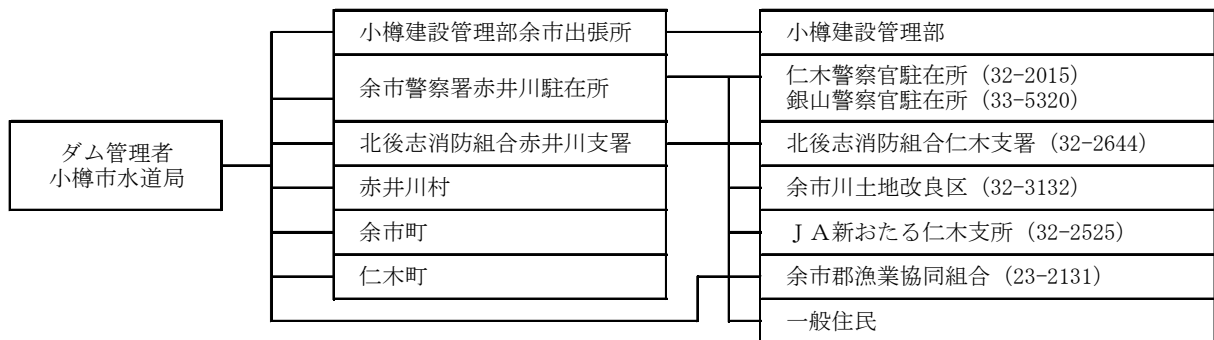
第1節 雨量・水位観測の通報系統

1 雨量・水位観測の通報系統は、次のとおりとする。

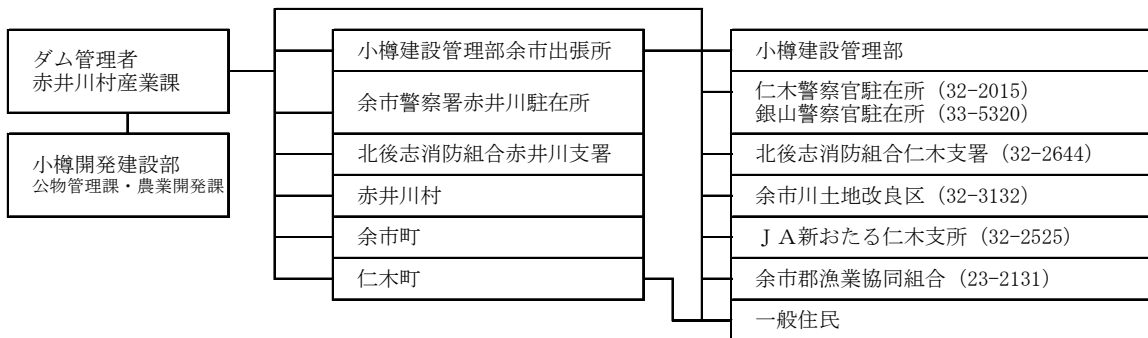


2 重要な状況におけるダム情報の通報系統は、次のとおりとする。

ア 常磐ダム



イ 落合ダム



第4章 通信連絡

3 水防活動用予警報等の収集・伝達

- (1) 水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象等の状況に注意し、必要と認めるときは、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係のある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表される場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)*	https://city.river.go.jp	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防情報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量

※貸与されたID・パスワードにより利用

- (2) 町長又は水防に関係のある機関は、常に気象等の状況に注意するとともに札幌管区气象台等から発表される水防活動用予警報の処理に十分に留意するものとする。

	種 類	発 表 機 関	摘 要
気象予警報 気象業務法第14条の2第1項	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	気 象 官 署 (札幌管区气象台)	水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表される。

- (3) 水防管理者は、洪水浸水想定区域の指定を受けた場合は、その区域の水位到達情報及びこれに基づく氾濫情報等を仁木町地域防災計画第3章「災害情報通信計画」に定める方法により遅滞なく周知し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。
- (4) 水防管理者は、洪水浸水想定区域の指定を受けた場合は、その区域内に所在し、主として災害時要援護者が利用する社会福祉施設の所在地及び名称を公表するものとする。
- (5) 水防管理者は、水防活動用予警報等を受けたときは、遅滞なく周知するとともに、仁木町地域防災計画第3章第1節「気象警報等の伝達計画」の定めるところにより、関係機関に伝達するものとする。

- (6) 洪水等の発生時には、要配慮者が犠牲になる場合が多い。このため、町及び社会福祉施設管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時から緊急時連絡体制、避難誘導等の防災体制に努める。

具体的な計画については、仁木町地域防災計画（第4章第13節）「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に準ずるものとする。

4 水防通信連絡

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次に定めるところによるほか、「仁木町地域防災計画第3章第2節「災害通信計画」によるものとする。

機 関 名	連 絡 先	通 信 系 統		
		第 1 (NTT回線)	第 2	第 3
後志総合振興局	地域政策課	0136-23-1345	道防災行政無線 (6-350-2191)	車 利 用
小樽建設管理部 余市出張所	(河川係)	0135-23-2196	車 利 用	
余市警察署 仁木駐在所	——	0135-32-2015	車 利 用	
余市警察署 银山駐在所	——	0135-33-5320	車 利 用	
北後志消防組合 仁木支署	(警防係)	0135-32-2644	車 利 用	
余市川 土地改良区	——	0135-32-3132	車 利 用	

第5章 水防活動

第1節 非常配備体制

1 町の配備体制

町は、氾濫の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備体制により水防業務を処理する。配備基準については、仁木町地域防災計画第2章第2節「応急活動体制」の非常配備基準に準ずる。

2 消防機関の配備基準

体 制	配 備 時 期	配 備 内 容
第1非常配備 (待機)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、河川等の状況により水防管理者が待機の必要があると認めたとき。 2 北海道知事から待機の指示を受けたとき。 3 水防団待機水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	1 支署長は、状況に応じて直ちに出勤できるように、非番の職員に対し自宅待機を指示する。 2 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員を招集するとともに、状況に応じて直ちに出勤できるよう全団員に対し自宅待機を指示する。 3 水防区域内の監視警戒を行う。
第2非常配備 (準備)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、河川等の状況により水防管理者が水防活動準備の必要があると認めたとき。 2 北海道知事から出勤準備の指示を受けたとき。 3 氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出勤の必要が予測されるとき。	1 支署長は、非番の職員を招集し、水防資器材等の整備、班の編成を行い、直ちに水防活動ができる体制を整える。 2 消防団長は、半数の団員を直ちに招集し班の編成を行い、直ちに水防活動ができる体制を整える。 3 水防区域内の警戒監視を強化する。
第3非常配備 (出勤)	1 大雨警報、洪水警報が発表され水位、流量、その他の状況により堤防等から水があふれ出たり、決壊等のおそれがあり水防管理者が出勤の必要があると認めたとき。 2 北海道知事から出勤の指示を受けたとき。 3 河川の水位がなお上昇し、出勤の必要を認めるとき。	1 支署長及び団長は、全職員・団員による班編成を行い、現地に出動し水防活動を行う。

(備考) 水災の規模及び特性に応じ上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第5章 水防活動

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この節において「水防管理者等」という。）は、巡視責任者を定めて、随時水防区域内の河川等を巡視させるものとする。

巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

巡視責任者及び河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

巡視責任者は、建設課長とする。

重要巡視河川及び巡視者等

管轄地区	巡視責任者	巡視区域	重要巡視河川	巡視者
仁木地区	建設課長	東町・西町・南町・北町・旭台・砥の川 全域	後志種川（2級）、遊楽川、墓地川、砥の川、俣の川、角の川	町職員 仁木支署職員
大江地区		然別・大江 全域	然別川、渡川、高井川、ポン然別川、大黒川、ドロ川、ルベシベ川	
銀山地区		銀山・長沢・尾根内 全域	マカナイ川、大尾根内川、馬群別川、ポン種川、銀山種川、漁別川、タッコ川、鳥居川	

2 出水時

水防管理者等は、非常配備を指令したとき又は水防上必要があると認めるときは、巡視責任者及び消防機関の担当者に、水防区域内の監視をさらに厳重にさせるものとし、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡し、水防管理者に報告するものとする。

巡視警戒の内容は次のとおりである。

- ア 河川の水位の状況
- イ 水防施設の異常の有無
- ウ 道路、橋りょう、その他、応急対策活動に関係のある被害状況
- エ その他水防上必要と認められる事項

また、河川等の警戒巡視にあたり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第3節 警戒区域

1 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

2 警戒区域設定の報告

警戒区域を指定した者は、直ちに水防管理者、消防機関の長及び余市警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

河川災害の場合の工法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 積土のう（家屋等への浸水防止、河川堤防における越水防止）
- (2) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (3) 流木、堆積物等障害物の除去

第5節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6節 避難計画

災害による避難及び立退きの指示等は、次に定めるもののほか仁木町地域防災計画第7章第3節「避難対策計画」の定めるところによる。

1 立退き指示等

- (1) 洪水又は内水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長及び余市警察署長にその旨を通知するものとする。

2 タイムライン（防災行動計画）

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目し、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。それぞれの役割を明確にすることにより、迅速な防災行動につなげるとともに、災害対応力の向上及び被害の軽減等を図ることを目的として、水防管理者は後志総合振興局河川減災対策協議会と連携し、余市川の洪水を対象としたタイムラインの策定に努めるものとする。

なお、タイムラインは、効率的に運用できるよう備えることが重要であるため、運用後においても、防災訓練や発災時の対応等を通じてその効果の検証に努め、必要に応じて随時見直しや検討を行うものとする。

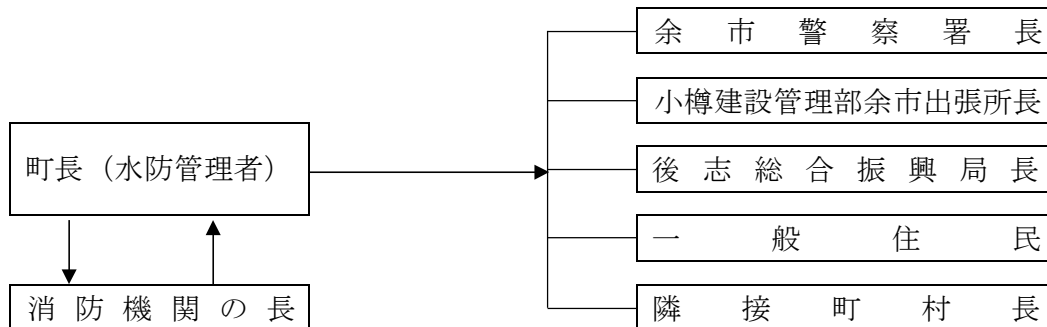
第7節 決壊・越水等の通報

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

なお、堤防等の決壊・越水等通報系統図は次のとおりである。



2 決壊・越水後の処置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、氾濫等の危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、後志総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

2 水防団及び消防機関の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備会場の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断により部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第9節 水防信号

知事の定める水防信号は次のとおりである。

- 1 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 - 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 - 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 - 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- ※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

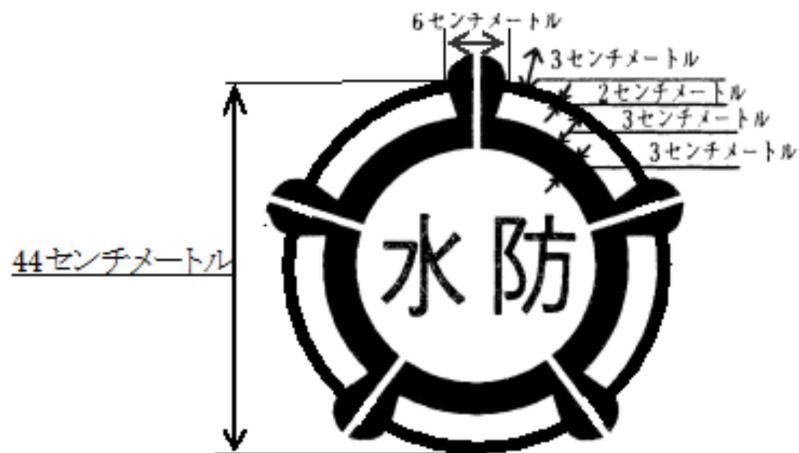
方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○－休止－○

- (備考)
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第10節 水防標識等

1 水防標識

- (1) 知事の定めた水防のために出動する車両・船艇等の優先通行の標識は次のとおりである。



- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

2 水防管理団体の職員等の身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合は、その身分を示すため次に定める証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

表

裏

水防立入検査員証	
所属	
職	
氏名	
年 月 日	
水防管理者	印

注意
1 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。
2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。
3 本書は、水防法第49条第2項による証票である。

(縦9センチメートル、横6センチメートル)

第6章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して求めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事に斡旋を申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は、①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される様式3に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(様式3)

第 号
公用負担権限委任証
住所 職名 氏名
上記の者に、 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。
年 月 日
委任者 氏名 印

(縦9センチメートル、横6センチメートル)

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式4に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(様式4)

第 号 公 用 負 担 命 令 票 住 所 氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1. 目的物 (1) 所在地 (2) 名称 (3) 種類 (又は内容) (4) 数量
2. 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること)
年 月 日
命令者 職 氏名 印

(日本産業規格 A 4 版)

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第7章 災害補償等

1 水防団員等の公務災害補償

法第6条の2の規定により、水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

2 水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定により、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第8章 退職報償金

法第6条の3の規定により、水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができるものとする。

第9章 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出動の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに後志総合振興局長に報告するものとする。

<水防活動実施報告書>

【様式5のとおり】

第9章 水防報告

様式5

水防活動実施報告書

年 月 日

作業責任者

出水の状況										
水防実施箇所										
日時										
出動人員	水防団員	消防団員			その他			合計		
	人	人			人			人		
水防作業の概況及び工法	箇所		m							
水防の結果	被害	堤防	田	畑	家戸	鉄道	道路	人口	その他	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資機材	かます、俵					居住者の				
	万年、土俵					出動状況				
	なわ					水防関係者の				
	丸太					死傷				
	その他					雨量水位				
					状況					
水防活動に関する 自己評価 備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第10章 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。